別記様式第３５号（第２５条第２項関係）

　　　　年　　月　　日

　群馬県知事　　　　　　　様

法人の住所又は主たる事務所の所在地

　法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当該申請に係る申請者、役員及び職員が下記に該当しない者であることを誓約します。

記

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ 以下「暴力団員等」という。）。

二　法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている。

三　法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

四　法人等の役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

五　法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

六　暴力団員等がその事業活動を支配する者。

七　成年被後見人又は被保佐人。

八　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

九　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。

十　法第５０条第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する場合。

十二　債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和５８年法律第３２号） 第２１条第１項（同法第２４条第２項、第２４条の２第２項、第２４条の３第２項、第２４条の４第２項、第２４条の５第２項及び第２４条の６において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者。